

共用 LAN システム
リモートワーク向け VDI 構築業務
調達仕様書

令和 2 年 11 月

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

目次

1	調達案件の概要に関する事項.....	1
(1)	調達件名.....	1
(2)	用語の定義.....	1
(3)	調達の背景と目的.....	1
(4)	業務・情報システムの概要.....	1
(5)	契約期間.....	2
(6)	作業スケジュール.....	2
2	調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項.....	3
(1)	調達案件及び関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期.....	3
(2)	調達案件間の作業区分.....	3
3	作業の実施内容に関する事項.....	3
(1)	作業の内容.....	3
(2)	成果物の範囲、期日等.....	5
4	作業の実施体制・方法に関する事項.....	8
(1)	作業実施体制.....	8
(2)	作業場所.....	8
(3)	作業の管理に関する要領.....	8
5	作業の実施に当たっての遵守事項.....	8
(1)	基本事項.....	8
(2)	機密保持、資料の取扱い.....	9
(3)	遵守する法令等.....	9
6	成果物の取扱いに関する事項.....	10
(1)	知的財産権の帰属.....	10
(2)	契約不適合責任.....	11
(3)	検収.....	11
7	入札参加資格に関する事項.....	12
(1)	入札参加要件.....	12
(2)	入札制限.....	12
8	情報セキュリティの履行状況の確認に関する事項.....	12
9	再委託に関する事項.....	13
10	その他特記事項.....	14
(1)	環境への配慮.....	14
(2)	その他.....	15
11	附属文書.....	15
(1)	要件定義書.....	15
12	窓口連絡先.....	15

1 調達案件の概要に関する事項

(1) 調達件名

共用 LAN システム リモートワーク向け VDI 構築業務

(2) 用語の定義

表 1.1 用語の定義

用語	概要
共用 LAN システム	PMDA の共通の基盤システム。メールサーバやグループウェアサーバ、クライアント端末、ネットワーク機器等で構成されている。
共用 LAN 運用支援業者	共用 LAN システムを運用するにあたり、PMDA から運用業務の一部を委託されている業者。
共用 LAN 端末	PMDA で業務を行うにあたり職員が使用している端末。

(3) 調達の背景と目的

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）では、役職員が利用するメール、電子掲示板、電子書庫等の機能や、PMDA 内の各業務システムの基盤として、PMDA の基幹業務システムである共用 LAN システムを整備し、運用を行っている。

不測の事態の発生により長期にわたって PMDA の執務室での業務実施が困難になった場合の業務継続性を確保することを目的として、リモートワーク向け VDI 構築の調達を行う（以下「本調達」という。）。世情に応じてシステム利用の継続、システム規模の拡張及び縮小が柔軟に行えるようにクラウドサービスによるシステム構築を行う。

(4) 業務・情報システムの概要

本調達ではリモートワークを行うための VDI 環境を構築し、VDI 環境を PMDA のネットワークと接続する。利用者はインターネットを経由して VDI に接続し、VDI で業務を行う。これを実現するために本調達にて実施する業務概要を以下に示す。また、詳細な要件は別紙 3 システム要件を参照すること。

① VDI 基盤環境の構築

受注者はリモートワークの基盤となる VDI 基盤環境を構築すること。VDI 基盤環境は利用可否、VDI 端末数の変更を柔軟に行えるようにするため、クラウドサービスにより構築すること。

② VDI 基盤環境と PMDA とのネットワーク接続

受注者は VDI 基盤環境と PMDA のネットワークを接続するための閉域網 WAN 回線を用意すること。WAN 回線を終端するための装置を PMDA の指定箇所に設置し、必要な配線作業を行うこと。配線作業は PMDA の既設ネットワーク機器との物理的な接続作業を含む。

③ ドキュメントの作成

受注者は 3 (2) ①に示すドキュメントを作成し PMDA に提出すること。

④ 運用引き継ぎ

構築したシステムを PMDA が運用するにあたり必要となる運用手順の説明を PMDA に対して行うこと。ただし、提出されたドキュメントを PMDA が参照して特段の説明は不要と判断した場合には、打ち合わせ形式での説明は実施を求めないこともある。

⑤ 導入物及び設計に対する保守

VDI 基盤環境を正常稼働させるためのサービス保守を行うこと。他の導入物について、設計・設定内容に関する PMDA からの問い合わせに対応すること。導入物の中にハードウェアが含まれる場合、ハードウェア障害時のオンサイト対応を行うこと。

⑥ 本調達における導入システム運用終了時のデータ消去作業

受注者は本調達の契約終了時に VDI 仮想基盤上のデータ消去作業を行い、データが確実に消去できたことを示す証明書を PMDA に提出すること。

(5) 契約期間

構築：契約日から令和 3 年 2 月 12 日まで(但し成果物の納入は令和 3 年 2 月 19 日まで)

運用：令和 3 年 2 月 15 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(6) 作業スケジュール

本業務に係るスケジュールの概要を「別紙 1 スケジュール」に示す。このスケジュールは本調達における想定マイルストーンを示したものである。設計・構築・テストに伴う詳細な実施スケジュールは受注者が検討・作成し、PMDA と合意すること。

2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項

(1) 調達案件及び関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期

特筆する関連調達案件はない。

(2) 調達案件間の作業区分

特筆すべき事項はない。

3 作業の実施内容に関する事項

(1) 作業の内容

① システムハードウェア・ソフトウェアの納入

本調達仕様書に記述する要求仕様を満たすハードウェア・ソフトウェア・サービスを納入すること。本システムの詳細要件は「別紙2 システム概要図」、「別紙3 システム要件」に示す。なお、システム要件に記載された内容を満たすために必要な部材も納入物に含めるものとする。

② 役務

(ア) 計画

1. 受注者は、プロジェクト実施を円滑に行うための計画を3(2)①成果物に記載するプロジェクト実施計画書として作成しPMDAから内容の承認を得ること。
2. 受注者は、プロジェクト計画に基づき進捗状況をメールにて報告すること。報告内容には以下の内容を特に含めること。
 - ・WBSで定義した計画書と実績
 - ・課題等の対応状況

PMDAが求めた場合は会議を実施し報告を行うこと。会議は対面での実施は必須としない。ただしPMDAが求めた場合はPMDA事務所内で対面での打ち合わせを実施すること。会議を実施した場合は受注者が会議における議事録を会議実施後3営業日以内に作成しPMDAの承認を受けること。

3. 受注者は、本調達の各工程における設計内容や成果物等に関するPMDAとの協議を随時行い、PMDAと受注者間で認識違いのないようにすること。
4. 受注者は、PMDAの既存システムに対する変更及び既存システムに影響のある作業を行う場合は、原則として作業を行う3日以上前に当該作業内容と影響内容・範囲を提示すること。当該作業が終了した後は速やかに作業結果を報告すること。

(イ) 設計

1. 受注者は、本システムを安定稼働させるための設計を行うこと。設計内容を3（2）①成果物に記載するドキュメントに書き出し、PMDA から内容の承認を得ること。

(ウ) 導入

1. 受注者は、WBS で作成した導入計画に基づき、本調達で納入する物品の導入作業を行うこと。計画フェーズで作成した WBS に修正が必要な場合は PMDA と合意した上で修正を行うこと。

(エ) テスト

1. 受注者は、本調達で導入する各機能の正常性を確認するためのテスト設計を行うこと。設計内容を3（2）①成果物に記すテスト計画書に書き出し、PMDA から内容の承認を得ること。
2. 受注者は、テスト計画書に基づき動作テストを行うこと。
3. 受注者は、動作テストの実施状況及び結果を3（2）①成果物に記すテスト結果報告書にまとめ PMDA に提出すること。

(オ) 引継ぎ

1. 受注者は、各工程を経て生じた修正事項を反映したドキュメントを作成すること。3（2）①成果物に記す運用手順書、保守手順書を作成し、その内容に基づいて PMDA に引継ぎを行うこと。

(カ) 検収支援

1. 受注者は、PMDA が納入物の検収を実施するに当たり、必要な情報の提供等の協力を行うこと。

③ 保守・運用

(ア) 保守期間

1. 受注者は、導入物の保守を本調達の運用期間中を対象として実施すること。

(イ) 定常時対応

1. 受注者は、導入物のソフトウェアアップデートの必要が発生した場合に、関連してソフトウェアアップデート以外に実施する必要のある設定変更等の作業内容について情報提供を行うこと。
2. 受注者は、ソフトウェアアップデート適用後であっても導入時と同様に保守対象として情報提供等を行うこと。
3. 受注者は、導入物の設計・仕様・機能拡張・脆弱性に関する PMDA からの技術的な問い合わせを受け付けるための窓口を用意すること。問い合わせの手段は電話及びメールとする。

(ウ) 障害発生時対応

1. VDI 基盤に障害が発生した場合は障害の発生事実、障害内容、対応見込みを PMDA にメールで共有し、復旧対応を行うこと。
2. オンサイト保守が必要なハードウェアが納入物に含まれる場合 24 時間 365 日にて受付を行い、4 時間以内の駆け付けが可能な体制とすること。

(2) 成果物の範囲、期日等

① 成果物

作業工程別の納入成果物を表 3.1 に示す。各ドキュメントの提出スケジュールは受注後 PMDA と合意すること。

表 3.1 工程と成果物

項番	工程	納入成果物
1	計画	・プロジェクト実施計画書
2	設計	・基本設計書 ・詳細設計書（環境定義書） ・納入製品一覧
3	導入・移行	特に定めるものはない
4	テスト	・テスト計画書
		・テスト結果報告書
5	運用・保守	・運用手順書 ・保守手順書 ・製品マニュアル
6	その他	・打ち合わせ資料 ・課題管理表 ・議事録 ・機密情報受理管理簿 ・瑕疵担保責任対応に係る保有情報の一覧

② 納入成果物に記載すべき内容

納入成果物に記載すべき内容を以下に記す。ただし、導入作業や運用を行うにあたり追記もしくは他に作成すべきものがあれば PMDA と協議の上作成すること。

(ア) プロジェクト実施計画書

- ・ プロジェクトスコープ
- ・ 体制表
- ・ 受注者と PMDA の作業分担表
- ・ スケジュール

- ・ プロジェクト管理要領(文書管理要領、セキュリティ管理要領、品質管理要領、変更管理要領)
- ・ WBS (スケジュールと兼ねても良い)

(イ)基本設計書

- ・ システム設計方針
- ・ システム構成図 (L3 ネットワーク構成情報、Active Directory ドメイン構成が分かるもの)
- ・ ネットワーク及び IP アドレス一覧 (PMDA の指定フォーマットに記載すること)
- ・ システムアカウント及びアクセス方法、用途の一覧

(ウ)詳細設計書 (環境定義書)

- ・ 導入製品のパラメーター一覧
- ・ 各構成要素の正常性判断基準一覧

(エ)納入製品一覧

- ・ 導入物品の一覧(シリアル、ライセンス、バージョン情報が分かるようにすること)

(オ)テスト計画書

- ・ テストの実施方針
- ・ 単体テスト、複合テスト、移行作業における正常及び異常テストの内容

(カ)テスト結果報告書

- ・ テスト計画書に従い実施したテスト結果
- ・ テストデータ
- ・ テスト証跡

(キ)運用手順書

- ・ 基本設計書に記した運用設計に基づいた導入製品の操作手順

(ク)保守手順書

- ・ 導入製品のハードウェア及びソフトウェアライフサイクル(導入時に判明しているもの)
- ・ 保守体制図(連絡先及び受付部署を明記すること)

(ケ)製品マニュアル

- ・ 導入製品の全マニュアル

(コ)打ち合わせ資料

- ・ 打ち合わせに必要な資料を随時作成すること

(サ)課題管理表

- ・ 各工程で発生する課題の一覧
- ・ 課題発生日、起票者、回答者、解決期限、対応履歴を記載すること

(シ)議事録

- ・ 各会議での議論概要

- ・ 日時及び場所
- ・ 出席者

(ス)機密情報受理管理簿

- ・ PMDA から受領した機密情報の開示範囲及び日時
- ・ PMDA が破棄を指示した機密情報の破棄日時
- ・ PMDA が返却を指示した機密情報の返却日時

(セ)契約不適合責任対応に係る保有情報の一覧

- ・ 契約不適合責任対応に必要となる資料(導入作業時に言及のなかった資料がある場合に提出)

(ソ)データ消去証明書

- ・ 本調達の運用終了後に導入製品のデータ消去が確実に行われたとわかるもの

③ 納入成果物の提出等

(ア) 各工程の納入成果物の提出

表 3.1 の納入成果物を期日までに提出の上、PMDA の承認を得ること。納入成果物は以下の要件を満たすこと。

1. PDF 形式及び Microsoft Office2016、Visio2013 で扱える形式とすること。ただし、PMDA が別に形式を定めて提出を求めた場合はこの限りではない。
2. 各納入成果物は日本語により作成すること。製品マニュアルについては日本語または英語によるものとする。
3. 電子メール等により納入すること。

(イ) 完成時の納入成果物一式の提出

令和 3 年 2 月 19 日までにデータ消去証明書を除く全納入成果物をまとめたものを納入すること。納入成果物については、以下の条件を満たすこと。

1. PDF 形式及び Microsoft Office2016、Microsoft Visio2013 で扱える形式とすること。ただし、PMDA が別に形式を定めて提出を求めた場合はこの限りではない。
2. 各納入成果物は日本語により作成すること。製品マニュアルについては日本語または英語によるものとする。
3. CD-R 2 部により、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報化統括推進室に納入すること。
4. 本業務を実施する上で必要となる一切の機器納入物等は受注者の責任で手配するとともに費用を負担すること。
5. 各工程の納入成果物も含め、本調達に係る全ての資料を納入すること。

4 作業の実施体制・方法に関する事項

(1) 作業実施体制

- ① 本調達の導入作業に係るリーダーとしてプロジェクトマネージャを設定すること。
- ② プロジェクトマネージャは原則として本調達に関わる PMDA との会議に全て参加できる体制を取ること。やむを得ず欠席する場合は PMDA の承認を得ること。

(2) 作業場所

- ① 受注業務の作業場所（サーバ設置場所等を含む）は、（再委託も含めて）PMDA 内、又は日本国内で PMDA の承認した場所で作業すること。
- ② 受注業務で用いるサーバ、データ等は日本国外に持ち出さないこと。
- ③ PMDA 内での作業においては、必要な規定の手続を実施し承認を得ること。
- ④ 必要に応じて PMDA は作業場所の現地確認を実施できることとする。

(3) 作業の管理に関する要領

- ① 受注者は、PMDA が承認したプロジェクト実施計画に基づき、本調達業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

5 作業の実施に当たっての遵守事項

(1) 基本事項

受注者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 本業務の遂行に当たり、業務の継続を第一に考え、善良な管理者の注意義務をもって誠実に行うこと。
- ② 本業務に従事する要員は、PMDA と日本語により円滑なコミュニケーションを行う能力と意思を有していること。
- ③ 本業務の履行場所を他の目的のために使用しないこと。
- ④ 本業務に従事する要員は、履行場所での所定の名札の着用等、従事に関する所定の規則に従うこと。
- ⑤ 要員の資質、規律保持、風紀及び衛生・健康に関すること等の人事管理並びに要員の責めに起因して発生した火災・盗難等不祥事が発生した場合の一切の責任を負うこと。

- ⑥ 受注者は、本業務の履行に際し、PMDAからの質問、検査及び資料の提示等の指示に応じること。また、修正及び改善要求があった場合には、別途協議の場を設けて対応すること。
- ⑦ 次回の本業務調達に向けた現状調査、PMDAが依頼する技術的支援に対する回答、助言を行うこと。
- ⑧ 本業務においては、業務終了後の運用等を、受注者によらずこれを行うことが可能となるよう詳細にドキュメント類の整備を行うこと。

(2) 機密保持、資料の取扱い

本業務を実施する上で必要とされる機密保持に係る条件は、以下のとおり。

- ① 受注者は、受注業務の実施の過程でPMDAが開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受注者が提示した情報及び受注者が作成した情報を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- ② 受注者は、本受注業務を実施するにあたり、PMDAから入手した資料等については管理簿等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - 複製しないこと。
 - 用務に必要ななくなり次第、速やかにPMDAに返却又は消去すること。
 - 受注業務完了後、上記①に記載される情報を削除又は返却し、受注者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類をPMDAに提出すること。
- ③ 応札希望者についても上記①及び②に準ずること。
- ④ 「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報システム管理利用規程」の第52条に従うこと。
- ⑤ 「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守しなければならない。
- ⑥ 機密保持の期間は、当該情報が公知の情報になるまでの期間とする。

(3) 遵守する法令等

本業務を実施するにあたっての遵守事項は、以下のとおり。

- ① 受注者は、最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」、「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構情報セキュリティポリシー」（以下、「セキュリティポリシー」という。）に遵守すること。セキュリティポリシーは非公表であるが、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基

準群（平成 28 年度版）」に準拠しているもので、必要に応じ参照すること。セキュリティポリシーの開示については、契約締結後、受注者が担当職員に「秘密保持等に関する誓約書」を提出した際に開示する。

- ② PMDA へ提示する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。
- ③ 民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、個人情報保護法等の関連法規を遵守することはもとより、下記の PMDA 内規程を遵守すること。
 - 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報システム管理利用規程
 - 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 個人情報管理規程
- ④ 受注者は、本業務において取り扱う情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生することを防止する観点から、情報の適正な保護・管理対策を実施するとともに、これらの実施状況について、PMDA が定期又は不定期の検査を行う場合においてこれに応じること。万一、情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生した場合に実施すべき事項及び手順等を明確にするとともに、事前に PMDA に提出すること。また、そのような事態が発生した場合は、PMDA に報告するとともに、当該手順等に基づき可及的速やかに修復すること。

6 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

知的財産の帰属は、以下のとおり。

- ① 本件に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。）は、受注者が本件のシステム導入の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、PMDA が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて PMDA に帰属するものとする。
- ② 本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- ③ 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は事前に PMDA に報告し、承認を得ること。

- ⑤ 本件に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら **PMDA** の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、**PMDA** は係る紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者にゆだねる等の協力措置を講ずる。
- なお、受注者の著作又は一般に公開されている著作について、引用する場合は出典を明示するとともに、受注者の責任において著作者等の承認を得るものとし、**PMDA** に提出する際は、その旨併せて報告するものとする。

(2) 契約不適合責任

- ① 本業務の最終検収後 1 年以内の期間において、委託業務の納入成果物に関して本システムの安定稼働等に関わる瑕疵の疑いが生じた場合であって、**PMDA** が必要と認めた場合は、受注者は速やかに瑕疵の疑いに関して調査し回答すること。調査の結果、納入成果物に関して瑕疵等が認められた場合には、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うこと。なお、修正を実施する場合においては、修正方法等について、事前に **PMDA** の承認を得てから着手すると共に、修正結果等について、**PMDA** の承認を受けること。
- ② 受注者は、契約不適合責任を果たす上で必要な情報を整理し、その一覧を **PMDA** に提出すること。契約不適合責任の期間が終了するまで、それら情報が漏洩しないように、**ISO/IEC27001** 認証（国際標準）又は **JISQ27001** 認証（日本工業標準）に従い、また個人情報を取り扱う場合には **JISQ15001**（日本工業標準）に従い、厳重に管理をすること。また、契約不適合責任の期間が終了した後は、速やかにそれら情報をデータ復元ソフトウェア等を利用してデータが復元されないように完全に消去すること。データ消去作業終了後、受注者は消去完了を明記した証明書を作業ログとともに **PMDA** に対して提出すること。なお、データ消去作業に必要な機器等については、受注者の負担で用意すること。

(3) 検収

納入成果物については、適宜、**PMDA** に進捗状況の報告を行うとともに、レビューを受けること。最終的な納入成果物については、「3 (3) ①成果物」に記載のすべてが揃っていること及びレビュー後の改訂事項等が反映されていることを、**PMDA** が確認し、これらが確認され次第、検収終了とする。

なお、以下についても遵守すること。

- ① 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、**PMDA** の承認を得て指定した日時までに修正が反映されたすべての納入成果物を納入すること。

- ② 「納入成果物」に規定されたもの以外にも、必要に応じて提出を求める場合があるので、作成資料等を常に管理し、最新状態に保っておくこと。
- ③ PMDA の品質管理担当者が検査を行った結果、不適切と判断した場合は、品質管理担当者の指示に従い対応を行うこと。

7 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加要件

応札希望者は、以下の条件を満たしていること。

- ① 受注者は ISO9001 又は CMMI レベル 2 以上の認定を取得していること。
- ② ISO/IEC27001 認証（国際標準）又は JISQ27001 認証（日本工業標準）のいずれかを取得していること。
- ③ 応札時には、導入作業毎に十分に細分化された工数、概算スケジュールを含む見積り根拠資料の即時提出が可能であること。なお、応札後に PMDA が見積り根拠資料の提出を求めた際、即時に提出されなかった場合には、契約を締結しないことがある。

(2) 入札制限

情報システムの調達に公平性を確保するために、以下に示す事業者は本調達に参加できない。

- ① PMDA の CIO 補佐が現に属する、又は過去 2 年間に属していた事業者等
- ② 各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者等
- ③ 設計・開発等の工程管理支援業者等
- ④ ①～③の親会社及び子会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社をいう。以下同じ。）
- ⑤ ①～③と同一の親会社を持つ事業者
- ⑥ ①～③から委託を請ける等緊密な利害関係を有する事業者

8 情報セキュリティの履行状況の確認に関する事項

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため、PMDA の年次情報セキュリティ監査実施時などで PMDA が本件受注者に対して情報セキュリティ履行状況の確認が必要であると判断した場合は、以下の対応を求めるものとする。

① 情報セキュリティ履行状況の報告

PMDA がその報告内容と提出期限を定めて情報セキュリティ履行状況の報告を求め
るものとする。

② 情報セキュリティ監査の実施

PMDA がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施等）を定めて、情報セキュリテ
ィ監査を行う（PMDA が選定した事業者による監査を含む。）ものとする。

受注者は、あらかじめ情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等
を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示すること。

受注者は自ら実施した外部監査についても PMDA へ報告すること。

受注者は、情報セキュリティ監査の結果、本調達における情報セキュリティ対策の履
行状況について PMDA が改善を求めた場合には、PMDA と協議の上、必要な改善
策を立案して速やかに改善を実施するものとする。

情報セキュリティ監査の実施については、本項に記載した内容を上回る措置を講ずるこ
とを妨げるものではない。

9 再委託に関する事項

① 受注者は、受注業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。

② ①における「主要部分」とは、以下に掲げるものをいう。

1. 総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等。
2. SLCP-JCF2013 の 2.3 開発プロセス、及び 2.4 ソフトウェア実装プロセスで定める
各プロセスで、以下に示す要件定義・基本設計工程に相当するもの。

- ・ 2.3.1 プロセス開始の準備
- ・ 2.3.2 システム要件定義プロセス
- ・ 2.3.3 システム方式設計プロセス
- ・ 2.4.2 ソフトウェア要件定義プロセス
- ・ 2.4.3 ソフトウェア方式設計プロセス

ただし、以下の場合には再委託を可能とする。

- ・ 補足説明資料作成支援等の補助的業務
- ・ 機能毎の工数見積において、工数が比較的小規模であった機能に係るソフトウェア
要件定義等業務

- ③ 受注者は、再委託する場合、事前に再委託する業務、再委託先等を PMDA に申請し、承認を受けること。申請にあたっては、「再委託に関する承認申請書」の書面を作成の上、受注者と再委託先との委託契約書の写し及び委託要領等の写しを PMDA に提出すること。受注者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受注者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、PMDA に報告し、承認を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受注者が負うこと。
- ④ 再委託先が、更に再委託を行う場合も同様とする。
- ⑤ 再委託における情報セキュリティ要件については以下のとおり。
- ・ 受注者は再委託先における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し PMDA に報告すること。
 - ・ 受注者は業務の一部を委託する場合、本業務にて扱うデータ等について、再委託先またはその従業員、若しくはその他の者により意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、PMDA に報告すること。
 - ・ 受注者は再委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関して、PMDA から求めがあった場合には情報提供を行うこと。
 - ・ 受注者は再委託先にて情報セキュリティインシデントが発生した場合の再委託先における対処方法を確認し、PMDA に報告すること。
 - ・ 受注者は、再委託先における情報セキュリティ対策、及びその他の契約の履行状況の確認方法を整備し、PMDA へ報告すること。
 - ・ 受注者は再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に確認すること。また、情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法を検討し、PMDA へ報告すること。
 - ・ 受注者は、情報セキュリティ監査を実施する場合、再委託先も対象とするものとする。
 - ・ 受注者は、再委託先が自ら実施した外部監査についても PMDA へ報告すること。
 - ・ 受注者は、委託した業務の終了時に、再委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること。

10 その他特記事項

(1) 環境への配慮

環境への負荷を低減するため、以下に準拠すること。

- ① 本件に係る納入成果物については、最新の「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り導入すること。

- ② 導入する機器等がある場合は、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

(2) その他

PMDA 全体管理組織（PMO）が担当課に対して指導、助言等を行った場合には、受注者もその方針に従うこと。

本業務を応札するにあたり必要となる情報を開示するので、希望する者は別紙 4 を参照すること。

1 1 附属文書

(1) 要件定義書

別紙 1 スケジュール

別紙 2 システム概要図

別紙 3 システム要件

1 2 窓口連絡先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報化統括推進室

共用 LAN システム担当者

電話：03 (3506) 9485

Email：cm-kyoyolan●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため、●を半角のアットマークに置き換えてください

共用LANシステム リモートワーク向けVDI構築業務

別紙1 スケジュール

項目	12月			1月			2月			3月			備考
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
設計・構築期間													1月20日までにVDI基盤をPMDAに引き渡すこと。
VDIマスタイメージチューニング													チューニングはPMDAが実施する。
スモールスタート													2月1日より一部ユーザで稼働・運用テストを実施する。
ドキュメント提出													ドキュメントを2月19日までに提出すること。
本運用期間													2022年3月31日までを本運用期間とする。

各項目の期間はPMDAの想定を記載している。詳細なスケジュールは受注者が作成すること。

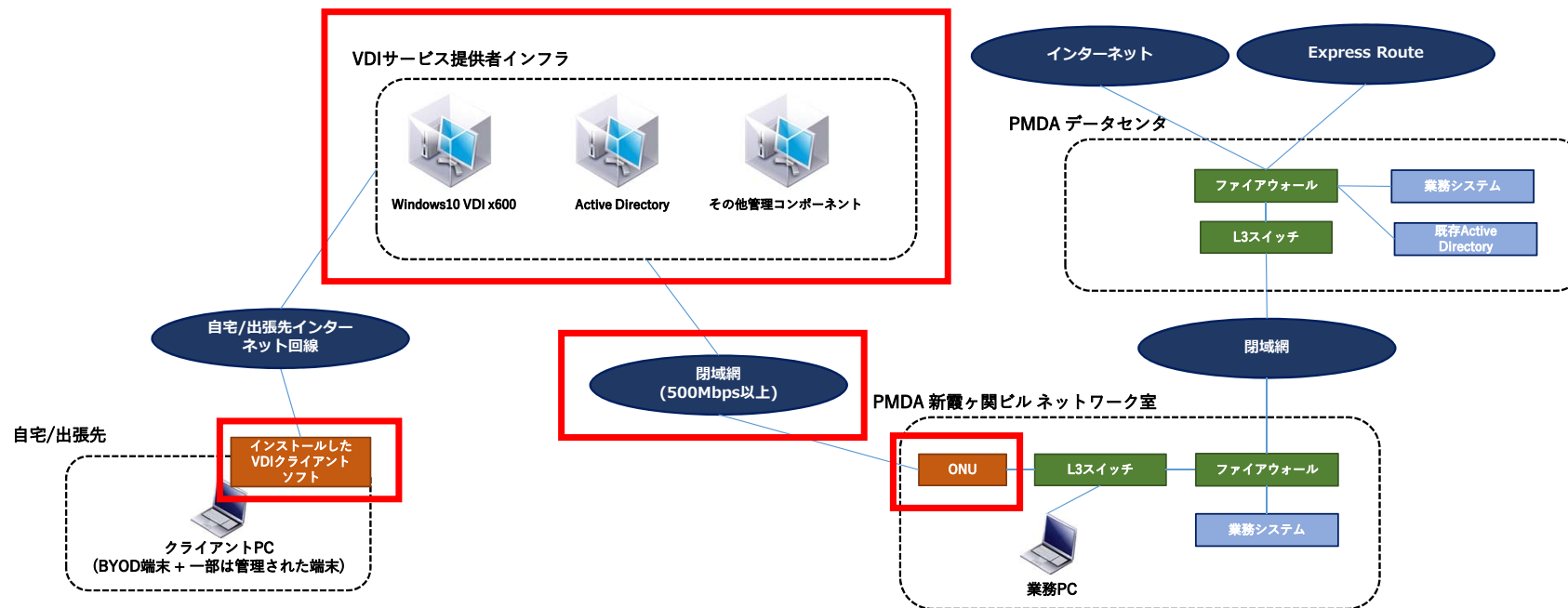
共用LANシステム リモートワーク向けVDIの構築業務

別紙2 システム構成図

システム概要図

凡例

応札者が用意するもの



共用 LAN システム リモートワーク向け VDI 構築業務

別紙 3 システム要件

1. システムの主要な要件

1.1. システム利用者の分類

1.1.1. 一般利用者

本システムを使用する一般ユーザ。

1.1.2. システム管理者

インターネット閲覧環境の運用管理を行うユーザ。一般利用者としてもシステムを使用する。

1.2. 主要な機能

1.2.1. 一般利用者向け機能

一般利用者向けに以下の機能を提供すること。

- ・ BYOD 端末からの VDI 接続
- ・ VDI を利用した PMDA 内の業務システムアクセス

1.2.2. システム管理者向け機能

システム管理者向けに以下の機能を提供すること。

- ・ ユーザ ID/パスワードを使用したユーザ認証及びメール通知によるワンタイムパスワードを使用した多要素認証を使用した VDI の接続制限機能
- ・ VDI に接続可能なユーザの制限機能
- ・ VDI の利用状況の可視化機能
- ・ VDI で使用する OS イメージの展開機能

1.3. 性能要件

1.3.1. システム利用者数

利用可能性のあるユーザ数は 600 人を見込んで各構成品のサイジングを行うこと。利用者の見直しは月に 1 回行う。月のユニークな利用者数が 600 を超えないことを前提とする。

1.3.2. VDI 仮想マシンのリソース

VDI 仮想マシン 1 台あたり、以下のスペックを満たすこと。

- ・ CPU：2 プロセッサ 1 コアまたは 1 プロセッサ 2 コア
- ・ メモリ：8GB 以上
- ・ 仮想マシン記憶領域：80GB 以上
- ・ 記憶領域(ユーザプロファイルごとの領域)：50GB 以上
- ・ 解像度：1920 * 1080 以上
- ・ 使用可能なディスプレイ数：2 台以上
- ・ OS：Windows10 LTSB 1607

1.3.3. PMDA との接続に使用する WAN 回線の性能

- ・ 500Mbps 以上のスループットを有すること。

2. システム構成要素の機能・構成要件

2.1. VDI 基盤

VDI 接続及び利用を成立させるための全ての要素を含む。特段の記載がない限り、受注者が準備・構築する。構成要素を利用するにあたり、サーバ証明書が必要な場合は運用期間中の使用可能なサーバ証明書費用、インポート費用を構成に含めること。PMDA 内のローカル CA で発行する証明書で対応可能な場合はそれでも可とする。サーバ証明書発行は PMDA で行うので、CSR 及び発行に必要な情報を PMDA に提供すること。また、CA 証明書ファイルを PMDA が提供するので、必要なインストール作業を行うこと。

2.1.1. 基本要件

- ・ クライアント PC と VDI 仮想マシン間でのデータ共有を禁止し、どちらの方向でのデータ転送が不可となるように構成すること。クリップボード、記憶装置、印刷装置の共有・リダイレクトの禁止を想定しているが、データの持ち出しを防ぐ上で必要となる設定が VDI 基盤側にある場合、これらの設定を行うこと。尚、これらの制御を行うにあたり Active Directory 上の機能を使用する必要がある場合、PMDA にて作業を行う。受注者は PMDA が作業を行うための指示書を提示し、作業の支援を行うこと。
- ・ Windows Update やアプリケーションの追加、OS チューニングを目的として運用中に VDI 仮想マシンのイメージ更新を行う。イメージ更新を行うための GUI を備えていること。イメージ展開の進捗を確認できること。これらのイメージ更新作業を行う際、少なくとも 50%の VDI が利用可能なこと。
- ・ 過去 3 か月の VDI 利用履歴をユーザ単位で可視化可能なこと。
- ・ アクセス可能な VDI 仮想マシンの集合を複数作成することが可能であり、アクセス可能な集合を

ユーザ単位で設定可能なこと。

- ・ VDI 仮想マシンの IP アドレス、DNS サーバ等の基本的なネットワーク設定を行う仕組みを備えていること。
- ・ VDI 及び認証機能のクラウド設備は日本国内において配置され、日本法人によって運用されていること。
- ・ 日本国内法が適用される基盤であること。

2.1.2. Active Directory ドメイン

VDI 端末が PMDA のオンプレミス環境で稼働している既設ドメイン(機能レベルは 2016)に参加できるように構成すること。VDI 基盤上に少なくとも 1 台の Active Directory サーバを構築し、既設ドメインのドメインコントローラとして稼働させること。このドメインコントローラは FSMO としない。

- ・ 個別にサーバとして構築する場合、OS は Windows Server2016 (LongTerm)とすること。OS は受注者が用意すること。
- ・ ドメインに参加するための資格情報入力は PMDA が実施する。
- ・ マルウェアを検出、削除するソフトウェアを用いてサーバのマルウェア対策を行うこと。

2.1.3. ユーザプロファイル格納領域

VDI 仮想端末で使用するユーザプロファイルを保存する領域を VDI 基盤に備えること。ユーザプロファイルをネットワーク経由で読み込むことが可能なこと。

2.1.4. 作成する VDI 仮想マシンの集合

マスタイメージは、一般利用向けと検証用の 2 個を作成すること。なお、最大で 5 個まで作成可能な基盤を用意すること。検証用の集合に含める仮想マシンの数は 3 台程度を想定している。この数も 600 のうちに含めること。

2.1.5. VDI 接続クライアントソフトウェア

特に認証を必要としないインターネットサイトから入手可能なこと。

2.1.6. VDI 接続時の認証

- ・ VDI に接続するための認証は、PMDA のオンプレミス環境で稼働している既設 Active Directory で使用しているアカウントと、そのアカウントに設定されているメールアドレスに送信されるメールから取得できるワンタイムパスワードによる 2 要素認証が必須となるように構成すること。
- ・ 2 段階認証において Active Directory 上のアカウント情報を使用する際に PMDA のオンプレミス仮想基盤環境にエージェントソフトウェアが必要な場合、インストール作業は PMDA が実施する。エージェントソフトウェア及びインストールに必要な情報を PMDA に提供すること。尚、使

用可能な OS は Windows Server2016 または RedHatEnterpriseLinux7.5 のいずれかとする。他の OS が必要な場合、受注者が OS を用意すること。

- ・ 認証通信は暗号化されていること。Radius のような非暗号化通信を使用する場合、Diameter のような暗号化の仕組みを構築すること。受注者は Diameter による認証を処理するための仕組みを構築すること。
- ・ 統合 Windows 認証による認証に対応可能なこと。
- ・ SAML2.0 及び OpenID Connect1.0 に対応していること。

2.2. VDI 仮想マシン

受注者は VDI 仮想マシンのマスタイメージを作成すること。本紙に示す内容を基本構成として、PMDA にて業務向けソフトウェアのインストールやカスタマイズを行う。PMDA が作業を行うにあたり、PMDA は VDI 基盤の仕様や受注者が行った初期設定に関して質問を行うことがあるので対応すること。

2.2.1. OS

Windows10 LTSC 1607 により構成すること。OS イメージは PMDA が提供する。また PMDA で保持している Microsoft365 E3/E5 に付属する VDA ライセンスを使用して良い。実際の認証に使用する KMS サーバは PMDA が運用しているサーバを使用すること。KMS サーバは DNS による探索を禁止しているので、VDI 仮想マシン側で KMS サーバを明示的に指定すること。

2.2.2. VDI 最適化

OS の各パラメータを VDI 用に最適化し、パフォーマンスを向上させること。OS のビジュアル要素は最小限のみ有効として良い。また、Windows Search Indexer は使用しない。

2.2.3. 音声

トラフィックや負荷を考慮し、音声を OS レベルで停止させること。この設定は解除可能なこと。

2.2.4. L3 ルーティング

デフォルトルートが最終的に PMDA 事務所内の新霞ヶ関ビル内の L3 スイッチまたはファイアウォールに向けられるように構成すること。

2.3. VDI 接続端末

VDI に接続する端末として Windows10 Home / Windows10 Pro / Windows10 Enterprise、MacOS Mojave 以上を想定すること。VDI 接続端末は Active Directory ドメインには参加しないため、個別のデバイス管理は行わないことを想定すること。PMDA 内のローカル CA を使用した証明書関連の操作を VDI 接続端末で行うこと構成は禁止とする。VDI 接続に必要なクライアントソフトウェアは一般

利用者がインストールする。

VDI 接続を行うためのインターネット回線も受注者の準備範囲外とする。

2.4. 閉域網 WAN 回線

VDI 基盤を PMDA と接続するための WAN 回線を用意すること。広域イーサネット、IP-VPN どちらでも良い。冗長構成は不要とする。WAN 回線を終端する装置を PMDA 側のネットワーク機器と接続すること。物理作業や配線部材の手配も受注者作業範囲とする。具体的には PMDA が保持する L2 スイッチと接続する。WAN 回線終端装置の設置場所は接続先 L2 スイッチと同一もしくは隣接ラックとなる。

必要となる L2 スイッチ及び上位 L3、L4 ネットワーク機器の設定は PMDA が実施する。

2.5. 可用性要件

2.5.1. VDI 基盤

1 年間あたりの運用期間において、600 人が同時に使用できる状態を 99%の期間確保すること。あらかじめ定められた計画メンテナンス作業時間は計算に含めないものとするが、サービス停止の 240 時間以上前に PMDA にメールで連絡のあったもののみ計画メンテナンス作業として認める。

2.5.2. VDI 基盤上の管理機能

一般利用者の仮想マシン利用に影響しない管理用の機能に関しては機能障害発生から 3 日以内に復旧させる体制を取ること。

3. 移行に関する要件

3.1. データ移行

特にデータ移行は想定していない。ユーザプロファイルは本システム用に新規作成とする。

4. 保守フェーズにおける特記事項

4.1. OS・アプリケーション復旧対応

VDI 基盤のうち、PMDA から OS レベルで操作が可能な構成要素については運用中に Windows Update を行うことを予定している。Windows Update が原因で OS が正常に動作しない場合の復旧手段の仕組みを設計すること。例えばバックアップイメージ取得、作業前のスナップショットといったものを想定している。こうした仕組みの実現が困難な場合、受注者は年 1 回まで復旧対応を行えるような体制を整えること。

4.2. Active Directory サーバの保守

本調達で構築した Active Directory サーバの運用・保守を行うこと。

4.3. 仮想端末のイメージ更新、利用ユーザ更新

イメージ更新及び利用ユーザ更新作業は PMDA で実施する。イメージ更新に必要な操作手順を運用手順書に記載すること。

4.4. マルウェア検出時の対応

マルウェアを検出した場合の駆除やその後の調査は PMDA が行う。マルウェア管理・駆除に関する製品の操作方法を運用手順書に記載すること。